

納 税 準 備 預 金

令和 4 年 4 月 1 日現在

商 品 名	納 税 準 備 預 金
販 売 対 象	法人、個人、地公体、権利能力なき社団・財団 等
期 間	期間の定めはありません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 付利単位	・ 随時預入 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位 ・ 100 円
払 戻 方 法	原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 年 2 回（2 月、8 月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とし、1 年を 365 日とする日割計算。
税 金	2013 年(平成 25 年)1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、所得税に復興特別所得税が追加され、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）が課税されます。 （ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組員である場合には、その支払額の合計額が同法に定める一定額以下のときは、所得税はかかりません）
手 数 料	手数料は不要です。
中途解約時の 取 扱 い	利率は普通預金利率となり、その利息について課税されます。
金利情報の 入 手 方 法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<苦情処理措置> 本商品の苦情等は、営業日に、お取引のある店舗又はお客様相談窓口（9 時～17 時、電話：0765-24-1916）までお申し出ください。 <紛争解決措置> 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業時間（9 時～17 時）に、当金庫お客様相談窓口又は全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。
その他参考と なる 事 項	・ 租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は店頭表示された毎日の普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金であり、預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済性預金を除く預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されますが、全額保護の対象ではありません）